

## 「犀川水系流域委員会総合部会」に関する細則

### （趣旨）

第1条 この細則は、犀川水系流域委員会設置要綱第5条に基づき設置する犀川水系流域委員会総合部会（以下「部会」という）において、部会に関し必要な事項を定めるものとする。

### （事務掌握）

第2条 部会は、犀川水系流域委員会（以下「委員会」という）が付託した事項を検討するものとする。

### （組織）

第3条 部会に属する委員については、委員以外の者の就任を妨げない。

第4条 部会に属する委員は、土木部長が委嘱する。

第5条 部会に属する委員は非常勤とし、任期は当該専門の事項に関する検討が終わるまでの期間とする。

### （ワーキンググループ）

第6条 部会において検討される事項のうち、部会長が付託した事項について検討するため、部会内に「ワーキンググループ」を設けることができるものとする。

第7条 ワーキンググループの会議は、部会長が招集する。

第8条 ワーキンググループの会議においては、部会長が必要に応じ、部会に属する委員、犀川水系流域委員会委員、及び専門の知識を持つ者から意見を求めることができるものとする。

第9条 ワーキンググループ会議の構成員への就任は、土木部長が依頼する。

### （委員会への報告）

第10条 部会長は、部会での検討結果（ワーキンググループの会議結果を含む）を委員会に報告するものとする。

### （その他）

第11条 この細則に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

### 附 則

この細則は、平成15年12月26日より施行する。

### 附 則

この細則は、平成16年2月5日より施行する。